

きょうと福祉倶楽部だより

9月号

チームケアがもたらすもの－わたしたちの実践から

みなさんは高齢者の生活を支える制度というと何を思い浮かべるでしょう？心身機能の衰えから暮らしの継続が不安になったとき、まさきに利用を考えるのは介護保険ですね。

だけど介護保険でもっとも重度の人が利用できる金額は月額およそ 36 万円です。この限度額で最重度の方の暮らしを支えきくことは不可能です。

「だからもうあなたは家では暮らせません」とする支援でいいのでしょうか？

人は誰でも自分の想いを実現する権利があります。日本国憲法第二十二条「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

どこで暮らすのかは憲法でも保障された権利。その権利が簡単に奪われてしまうのならばそれは支援していると言えるのでしょうか？

そんな不十分な制度は変えていく必要があるのでは無いでしょうか？

とはいえ、制度を変えるのは並大抵のことではありません。

でも、それまではみんな我慢してください。あきらめてくださいも違います。支援者はそんな不自由な社会でも可能な限り、利用者の自己実現を叶える努力が求められます。

一人暮らしの「寝たきり」や認知症の一人暮らしなど困難の多い世帯を支援するのはどんなに社会が弱者に冷たくともその人たちを見捨てたくは無いです。そんな考えを実現するために、様々な人たちの知恵も借りながら支援の方策を考えます。つまり、介護保険の枠組みだけでは支えられないならいろんな仲間から知恵を引き出し、介護の「土俵」を拓けるのです。

例示をしてみます。

大川さんは重度の認知症。わたしたちが支援を始めたのは 10 年前のこと。奥様を亡くしてから一人暮らしを続けています。

わたしたちが大川さんの支援を始めたときは「丸腰」でした。

このままではご自宅での生活を継続するには無理がありました。

24 時間の生活を可能な限り安全なものにして、かつ支払いに困らない体制作りには意志決定支援も含め社会資源の総動員が必要です。

最初に手がけたのは障がい者施策への乗り入れです。

介護保険だけでは不足する訪問介護を補うためです。

それを実現するには精神保健福祉手帳の取得が必須です。

これを行うことで認知症にかかる治療の自己負担、訪問看護の費用も軽減可能になりました。

年齢を重ねるにつれ、親族の方の事情も変わり、意志決定支援も大切な課題になりました。

そこで行ったのが家庭裁判所をとおして行う「成年後見人」等の選任。

日常の変化に後見人の方と直ぐに対応できる体制も作られました。

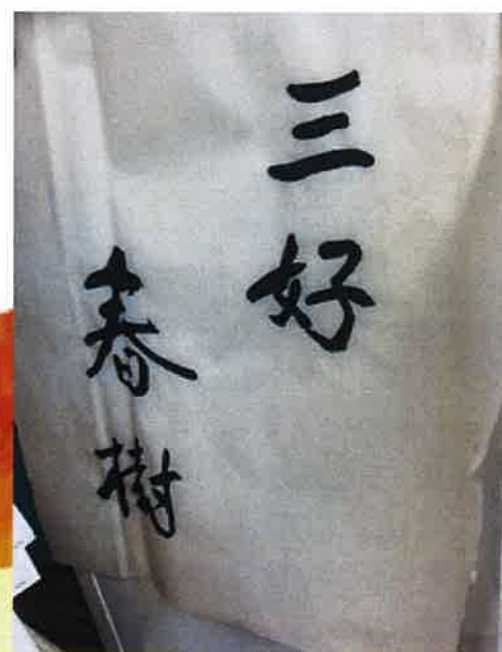
かくて大川さんは今もご自宅での生活を公的制度だけで支えられて続けていらっやいます。

認知機能のさらなる低下は否めませんが、ご自宅で好きな書を書いたり、新聞を読んだりと自由な暮らしを続けていらっやいます。

ご本人の記憶からはすっかり抜け落ちてはいますが、きょうと福祉倶楽部 20 周年記念講演会の講演者紹介、大川さんの素晴らしい文字で飾っていただきました。

高齢者、障がい者の支援にあたられる方、肉親が喜ぶ人生を守りたいご親族の方、希望を捨てないでください。

工夫をすれば拓ける未来が作れるのです。それが在宅を支えるチームケアです。



大川さんに書いていただいた演者紹介の書